

2 保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）
 肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。
 （次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置く（添付に供する。）
 ○国土交通省告示第千四百四十七号
 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第百二十九条の二の四第二号の規定に基づき、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百八十八号）の一部を次のように改正する。
 平成二十四年十二月十一日
 国土交通大臣 羽田雄一郎

制定文中「第一項」を「第二号」に改める。
 第二中「類するもの」の下に「以下「屋上水槽等」という。」を加える。
 第四中「配管設備」の下に「建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備（屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除く。以下単に「給湯設備」という。）を除く。」を加え、第四の次に次のように加える。

第五 給湯設備は、第一の規定によるほか、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。この場合において、給湯設備の質量、支持構造部の質量及び給湯設備を満水した状態における水の質量の総和（以下単に「質量」という。）が十五キログラムを超える給湯設備に係る地震に対して安全上支障のない構造は、給湯設備の周囲に当該給湯設備の転倒、移動等により想定される衝撃が作用した場合においても著しい破壊が生じない丈夫な壁又は囲いを設ける場合その他給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれのない場合を除き、次の各号のいずれかに定めるところによらなければならない。

一 次の表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄及びアスペクト比（給湯設備の幅又は奥行さ）（支持構造部を設置する場合にあっては、支持構造部を含めた幅又は奥行さ）の小さい方に対する給湯設備の高さ（支持構造部を設置する場合にあっては、支持構造部の高さを含めた高さ）の比をいう。以下同じ。の欄の区分に応じ、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を、同表のアンカーボルトの種類、欄及びアンカーボルトの本数の欄に掲げるアンカーボルトを釣り合い良く配置して、当該給湯設備を十分に支持するに足りる建築物又は敷地の部分等（以下単に「建築物の部分等」という。）に緊結すること。ただし、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を緊結するアンカーボルトの一本当たりの引張耐力が、同表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄、アスペクト比の欄及びアンカーボルトの本数の欄の区分に応じ、同表の引張耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該引張耐力を有するアンカーボルトとすることができ。

給湯設備を設ける場所	質量（単位：キログラム）	アスペクト比	アンカーボルトの種類	アンカーボルトの本数	引張耐力（単位：キロニュートン）
地階及び一階並びに敷地の部分	二十五を超え二百以下	四・五以下	径が八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十五ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	三本以上	二・八
	六以下		径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	四本以上	二・二

上層階及び屋上	中間階		下層階	
	二百を超え二百五十以下	二百を超え二百五十以下	二百を超え二百五十以下	二百を超え二百五十以下
二百を超え二百五十以下	二百を超え二百五十以下	二百を超え二百五十以下	二百を超え二百五十以下	二百を超え二百五十以下
五以下	四以下	五以下	五以下	五以下
径が十三ミリメートル以上であり、埋込長さが四十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが五十三ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー
四本以上	三本以上	四本以上	四本以上	四本以上
三・六	二・八	三・六	三・六	三・六
五・八	五・八	五・八	五・八	五・八

この表において、上層階とは、地階を除く階数が二以上六以下の建築物にあっては最上階、地階を除く階数が七以上九以下の建築物にあっては最上階及びその直下階、地階を除く階数が十以上十二以下の建築物にあっては最上階及び最上階から数えた階数が三以内の階、地階を除く階数が十三以上の建築物にあっては最上階及び最上階から数えた階数が四以内の階をいい、中間階とは、地階一階及び上層階を除く階をいうものとする。次号から第四号までの表において同じ。

二 次 の 表 の 給 湯 設 備 を 設 け る 場 所 の 欄 及 び 質 量 の 欄 の 区 分 に 応 じ、給湯設備の上部を、同表の上部の緊結方法の欄に掲げる方法により建築物の部分等に緊結し、かつ、質量が六十キログラムを超え六十キログラム以下である給湯設備にあっては、自立する構造とし、質量が六十キログラムを超え六十キログラム以下である給湯設備にあっては、その底部又は支持構造部の底部を、同表のアンカーボルト等（アンカーボルト、木ねじその他これらに類するものをいう。以下同じ）の種類、種類及びアンカーボルト等の本数の欄に掲げるアンカーボルト等を釣合良く配置して、建築物の部分等に緊結すること。ただし、質量が六十キログラムを超え六十キログラム以下である給湯設備にあっては、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を緊結するアンカーボルト等の一本当たりのせん断耐力が、同表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄、上部の緊結方法の欄及びアンカーボルト等の本数の欄の区分に応じ、同表のせん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該せん断耐力を有するアンカーボルト等とすることができ、

給湯設備を設ける場所	質量（単位：キログラム）	上部の緊結方法	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	せん断耐力（単位：キロニュートン）
地階及び一階並に敷地の部分	十五を超え六十以下	径が五ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー一本以上による緊結	アンカーボルト等	—	—
六十を超え三百五十以下	径が五ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー一本以上による緊結	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さがおねじ一本以上による緊結	アンカーボルト等	—	—
六十を超え三百五十以下	径が五ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー一本以上による緊結	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さがおねじ一本以上による緊結	アンカーボルト等	三本以上	〇・三

中間階、上層階及び上層上	質量（単位：キログラム）	せん断耐力（単位：キロニュートン）	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	せん断耐力（単位：キロニュートン）
十五を超え六十以下	径が五ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー一本以上による緊結	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さがおねじ一本以上による緊結	アンカーボルト等	—	—
六十を超え三百五十以下	径が五ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー一本以上による緊結	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さがおねじ一本以上による緊結	アンカーボルト等	—	—
六十を超え三百五十以下	径が五ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー一本以上による緊結	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さがおねじ一本以上による緊結	アンカーボルト等	三本以上	〇・七
三百五十を超え六百以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー二本以上による緊結	径が五・五ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さがおねじ一本以上による緊結	アンカーボルト等	三本以上	〇・五

この表において、木ねじとは、JIS B 1112(十字穴付き木ねじ) 1995又はJIS B 1135(すりわり付き木ねじ) 1995に適合する木ねじをいうものとする。次の表において同じ。

三 次の表の給湯設備を設ける場所の欄及び質量の欄の区分に応じ、給湯設備の側部を同表のアンカーボルト等の種類の欄及びアンカーボルト等の本数の欄に掲げるアンカーボルト等を釣合い良く配置して、建築物の部分等に緊結すること。ただし、給湯設備の側部を緊結するアンカーボルト等の一本当たりの引張耐力が、給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄及びアンカーボルト等の本数の欄の区分に応じ、同表の引張耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該引張耐力を有するアンカーボルト等とすることができる。

給湯設備を設ける場所	質量(単グラム)	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	引張耐力(単位キロニュートン)	地階及び一階並びに敷地の部分	中間階、上層階及び屋上	
						十五を超え六十以下	六十を超え
アンカーボルト等の種類	質量(単グラム)	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	引張耐力(単位キロニュートン)	地階及び一階並びに敷地の部分	十五を超え六十以下	六十を超え
						径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるアンカー	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるアンカー
アンカーボルト等の種類	質量(単グラム)	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	引張耐力(単位キロニュートン)	地階及び一階並びに敷地の部分	六十を超え	六十を超え
						径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるアンカー	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるアンカー
アンカーボルト等の種類	質量(単グラム)	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	引張耐力(単位キロニュートン)	地階及び一階並びに敷地の部分	六十を超え	六十を超え
						径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるアンカー	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるアンカー
アンカーボルト等の種類	質量(単グラム)	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	引張耐力(単位キロニュートン)	地階及び一階並びに敷地の部分	六十を超え	六十を超え
						径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるアンカー	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十ミリメートル以上であるアンカー

四 給湯設備又は支持構造部の建築物の部分等への取付け部分が荷重及び外力によって当該部分に生ずる力(次の表に掲げる力の組合せによる各力の合計をいう。)に対して安全上支障のないことを確認すること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき地震に対して安全上支障のないことを確認することができる場合には、この限りでない。

力の種類	力の組合せ
長期に生ずる力	$G + P$
短期に生ずる力	$G + \alpha + K$

この表において、 G 、 P 及び K は、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。)を表すものとする。
 G 給湯設備及び支持構造部の固定荷重によって生ずる力
 P 給湯設備の積載荷重によって生ずる力
 K 地震力によって生ずる力
 この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、次の式によって計算した数値とするものとする。
 $P = Kw$

この式において、 P 、 k 及び w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

給湯設備を設ける場所	設計用標準震度
地階及び一階並びに敷地の部分	0.4
中間階	0.6
上層階及び屋上	1.0

w 給湯設備及び支持構造部の固定荷重と給湯設備の積載荷重との和(単位ニュートン)

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

国土交通省告示第四百四十八号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項から第三項まで並びに第六条の第二項の規定に基づき、建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成二十年国土交通省告示第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日

国土交通大臣 羽田雄一郎

前文中「第一項から第三項」を「第一項から第三項まで」に改める。

別表第四(一)の項防火区画等の真通措置の状況の項に欄中「第七号イ」を「第七号」に改め、同表二

(七)	給湯設備(循環ポンプを含む)	ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	引火性危険物のある場所及び燃焼ガスの上昇する位置に取り付けていること又は本体が腐食若しくは漏水があること。

中

	(六)	(九)
電気給湯器の 取付けの状況	目視により確認する。	目視により確認する。
ガス湯沸器の 煙突及び給排 気部の構造	目視又は触診により確 認する。	昭和四十五年建設省告 示第千八百二十六号第 四第二号又は第三号の 規定に適合しないこと 若しくは腐食、漏水等 があること。

	(七)	(八)	(九)	(十)
給湯設備(循環 ポンプを含む)	給湯設備(ガ ス湯沸器を 除く)の取付 けの状況	ガス湯沸器の 取付けの状況	給湯設備の腐 食及び漏水の 状況	ガス湯沸器の 煙突及び給排 気部の構造
	目視又は触診により確 認する。	目視又は触診により確 認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確 認する。
	平成十二年建設省告示 第千三百八十八号第二 又は第五の規定に適合 しないこと。	平成十二年建設省告示 第千三百八十八号第二 若しくは第五の規定に 適合しないこと又は引 火性危険物のある場所 及び燃焼廃ガスの上昇 する位置に取り付けて いること。	昭和四十五年建設省告 示第千八百二十六号第 四第二号若しくは第三 号の規定に適合しない こと又は腐食若しくは 漏水があること。	

別記第四号 1(1) から(1)までの欄中「排水配管」を「及び排水配管」に改め、同 2(1) から(6)までの欄中「給水タンク等、給水ポンプ」を「飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ」に改め、同(7)の欄中「ガスの湯沸器」を「給湯設備(ガス湯沸器を除く。)」に改め、同(8)の欄中「煙突及び給排気部の構造」を「取付けの状況」に改め、同(9)の欄中「電気給湯器の取付け」を「給湯設備の腐食及び漏水」に改め、同(10)の欄の次に次のように加える。

(10) ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造

別記第四号 3(10)の欄中「衛生」を「衛生」に改める。

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千四百四十九号
建築基準法施行規則第六條第二項及び第三項並びに第六條の二第一項の規定に基づき、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成二十年国土交通省告示第百八十三号)の一部を次のように改正する。
平成二十四年十二月十二日
国土交通大臣 羽田雄一郎

別表第一(三)の項主索の径の状況の項(欄中「場合に」を「場合に」を加え、同(三)の項主索の素線切れの状況の項(欄中「場合に」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同項に欄イ(3)中「錆が著しい場合又は」を削り、同欄イに次のように加える。
(4) 谷部で素線切れが生じていること。

別表第一(三)の項主索の素線切れの状況の項(欄中「錆が著しいこと又は」を削り、同(三)の項主索の摩擦粉の状況の項を次のように改める。

主索の錆及び 錆びた摩擦粉 の状況	イ	ロ
全長の錆及び錆びた 摩擦粉の固着の状況を目 視により確認し、錆びた 摩擦粉の見え方が、錆び た場合にあっては、錆び た赤錆色が見える箇所が ある場合がある。箇所が 錆びた摩擦粉に見えらる 部分の径及び綱車による 曲げ回数が多い箇所を次 のよう	次に掲げる基準 (以下「錆及び錆び た摩擦粉の見え方判定 基準」という。)のい ずれかに該当するこ と。	錆びた摩擦粉に見 える箇所があること (以下「錆及び錆び た摩擦粉の見え方判 定基準」という。)
	(1) 錆びた摩擦粉が 多量に付着している箇 所の状況が確認でき ないこと。 (2) 表面に点状の腐 食が多数生じている こと。 (3) より谷部が赤錆色 に見えらる部分の直 径が綱車の径と 比較して九十四パー セント未満であるこ と。 (4) 錆びた摩擦粉に より谷部が赤錆色に 見えらる部分の直 径が綱車の径と 比較して九十四パー セント未満であるこ と。	より谷部が赤錆色に 見えらる部分の直 径が綱車の径と 比較して九十四パー セント未満であるこ と。

別表第一(四)の項の状況の項(欄中「場合に」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(四)の項素線切れの状況の項(欄中「場合に」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(四)の項摩擦粉の状況の項を次のように改める。

錆及び錆びた 摩擦粉の状況	イ	ロ
全長の錆及び錆びた 摩擦粉の固着の状況を目 視により確認し、錆びた 摩擦粉の見え方が、錆び た場合にあっては、錆び た赤錆色が見えらる部 分の径及び綱車による 曲げ回数が多い箇所を次 のよう	錆及び錆びた摩擦 粉の見え方に該当す ること。	錆及び錆びた摩擦 粉の見え方に該当す ること。